

新ト協 発 第107号  
令和4年9月27日

会 員 各 位

公益社団法人 新潟県トラック協会  
会 長 小 林 和 男

## 運行管理者講習費助成に係る受講者調査票の作成について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、公益社団法人新潟県トラック協会の業務運営等に関しまして、格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、運行管理者講習（「基礎講習・一般講習」以下同じ）の受講費用に係る助成のあり方を適正に運用・促進するために、「運行管理者講習費助成金交付要綱」を新たに作成致しました。

本要綱は、県ト協が交通事故防止及び安全運行の観点から、助成対象講習機関において、運行管理者講習を受講した場合、その受講費用を助成するための助成対象者や審査等について定めたものであります。

つきましては、令和4年10月1日の受講分から運行管理者講習を受講する際には、受講者が助成対象者であることを確実に確認されるとともに、事前に受講者調査票を作成して戴き、助成対象講習機関への提出をお願いすることとなります。

受講者調査票の情報は、講習状況及び助成金の交付のために使用し、他の用途には一切使用致しません。

会員各位におかれましては、助成制度の趣旨をご理解され事業の適正かつ円滑な運営へのご協力をお願いします。

敬 具

### 【資 料】

- ・運行管理者講習費助成金交付要綱
  - ・運行管理者講習（基礎講習・一般講習）受講者調査票
- ※上記の資料は、新ト協ホームページ（9/27付新着情報一覧）に掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

### 【実施日】

- ・令和4年10月1日受講分より

担当／適正化事業部 斎藤

# 運行管理者講習費助成金交付要綱

公益社団法人新潟県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という）が、交通事故防止及び安全運行の観点から、助成対象機関において、運行管理者講習を受講した場合、その受講費用を助成することとし、トラック運送事業における輸送の安全の確保に資することを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会費の未納のない事業者（以下「会員」という）で、新潟県内営業所に所属する次の者がそれぞれの講習を終了した者とする。

### (1) 運行管理者講習（基礎講習）

- ①新たに選任された運行管理者で基礎講習を受講していない者
- ②既に選任された運行管理者で基礎講習を受講していない者
- ③運行管理者の補助者の要件を満たす必要がある者（補助者として選任する場合）  
但し、1営業所当たり5名までを助成対象とする
- ④運行管理者試験を受験する者で事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務経験を有していない者（運行管理者試験の受験資格の取得の必要がある者）

### (2) 運行管理者講習（一般講習）

- ①既に選任された運行管理者で2年に1回の一般講習を受講していない者
- ②新たに選任された運行管理者で当該年度に一般講習を受講していない者
- ③運行管理に関し5年以上の実務経験、かつ、その間に5回以上の受講で運行管理者資格を取得しようとする者

## (申請受付期間)

第3条 当該年度4月1日から3月末日までとする。但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を終了する。

## (助成金額)

第4条 助成金額は、次のとおりとする。

助成項目	助成金額
運行管理者講習（基礎講習）	8,900円
運行管理者講習（一般講習）	3,200円

(助成金の交付)

第5条 県ト協は、助成対象機関から助成金の申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 県ト協は、次のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じるとともに、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

- (1) 本要綱、その他県ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他)

第7条 本要綱に定めるものの他に、その運用に関して必要がある場合には、県ト協が別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、令和4年10月1日より施行する。

令和 年 月 日

運行管理者講習（基礎講習）を受講される皆様へ

（公社）新潟県トラック協会

## 運行管理者講習（基礎講習）受講者調査票

運行管理者講習（基礎講習）を受講するにあたり、下記の助成対象者についてお答えください。該当する番号に○印を付けてください。

尚、受講者調査票は事前に記入して戴き、受講する際に助成対象講習機関へ提出をお願いします。

（助成対象者）

1. 新たに選任された運行管理者で基礎講習を受講していない方
2. 既に選任された運行管理者で基礎講習を受講していない方
3. 運行管理者の補助者の要件を満たす必要がある方（補助者として選任する場合） 但し、1 営業所当たり 5 名までを助成対象とする。
4. 運行管理者試験を受験する方で、事業用自動車の運行の管理に関し 1 年以上の実務経験を有していない方

（運行管理者試験の受験資格の取得の必要がある方）

※ 上記の 1～4 以外については、各事業者の負担となります。

受講者名

会社名	営業所（支店）名	氏名

※ この情報は、上記講習状況の管理のために使用し、他の用途には使用いたしません。

ご協力ありがとうございました。

	助成対象講習機関 記入欄
受講年月日	年 月 日
助成対象講習機関名 受付印	印

令和 年 月 日

運行管理者講習（一般講習）を受講される皆様へ

（公社）新潟県トラック協会

## 運行管理者講習（一般講習）受講者調査票

運行管理者講習（一般講習）を受講するにあたり、下記の助成対象者についてお答えください。該当する番号に○印を付けてください。

尚、受講者調査票は事前に記入して戴き、受講する際には助成対象講習機関へ提出をお願いします。

（助成対象者）

1. 既に選任された運行管理者で2年に1回の一般講習を受講していない方
2. 新たに選任された運行管理者で当該年度に一般講習を受講していない方
3. 運行管理に関し5年以上の実務経験、かつ、その間に5回以上の受講で運行管理者資格を取得しようとする方

※ 上記の1～3以外については、各事業者の負担となります。

受講者名

会社名	営業所（支店）名	氏名

※ この情報は、上記講習状況の管理のために使用し、他の用途には使用いたしません。

ご協力ありがとうございました。

	助成対象講習機関 記入欄
受講年月日	年 月 日
助成対象講習機関名 受付印	印